

平成 3 1 年

議会運営委員会会議録

と き 平成 3 1 年 3 月 2 5 日

品 川 区 議 会

平成31年 品川区議会議会運営委員会

日 時 平成31年 3月25日 (月) 午前10時30分～午後 1 時20分
場 所 品川区議会 議会棟 5階 第4委員会室

出席委員 委員長 渡部 茂 君 副委員長 若林 ひろき 君
副委員長 飯沼 雅子 君 委 員 伊藤 昌宏 君
委 員 本多 健信 君 委 員 石田 秀男 君
委 員 高橋 伸明 君 委 員 あくつ 広王 君
委 員 新妻 さえ子 君 委 員 鈴木 ひろ子 君
委 員 安藤 たい作 君 委 員 石田 しんご 君
委 員 松永 よしひろ 君

その他の出席議員 議長 松澤 利行 君 副議長 こんの 孝子 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 榎 本 総 務 部 長

事務局職員 久保田区議会事務局長 岩本 庶務係長
黒肥地 議事係長 中村 調査係長

○午前10時30分開会

○渡部委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付してございます予定表のとおりでございます。

なお、本日は3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。その中で1名の方から、録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 平成31年第1回定例会について

(1) 理事者から発言を求められている件について

○渡部委員長

はじめに、予定表1の平成31年第1回定例会についてを議題に供します。

はじめに、(1)理事者から発言を求められている件についてを行います。

本件につきまして、副区長よりご説明をお願いいたします。

○桑村副区長

おはようございます。お時間をとっていただきまして、ありがとうございます。お手元に配付してあります人権擁護委員の推薦に係る議案につきまして、ご説明申し上げます。

本区の委員のうち、平成31年6月30日に任期満了となります後藤基氏を再任といたしまして、また平成30年8月31日付で退任いたしました森田和枝氏の後任としまして、長谷川一也氏を新任といたしまして、それぞれご就任をお願いしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するにあたり、当委員会の議題に挙げさせていただいたものでございます。

いずれも人格、識見高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護委員として適任であると存じます。後藤氏の履歴につきましては資料No. 1、長谷川氏の履歴につきましては資料No. 2のとおりでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○渡部委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、質疑を終了いたします。

桑村副区長ありがとうございました。

〔副区長 退席〕

○渡部委員長

それでは、ただいま副区長より説明のありました人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについては、明日の定例会最終日の本会議にて議決予定となります。そのため、後ほど議事日程の中で各会派の態度を確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

(2) 決議案について

○渡部委員長

次に、(2)決議案についてを議題に供します。

本件は資料No. 3-1および資料No. 3-2のとおり、本定例会において決議していききたい旨提案があったものです。それぞれ提出者より説明をお願いいたします。

まず資料No. 3-1について、飯沼委員よりお願いいたします。

○飯沼副委員長

生活者ネットワーク、筒井議員、日本共産党の共同提案であります議員提出第1号議案、品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に反対する決議について、提案理由を説明させていただきます。

まず1点目です。羽田新飛行ルート計画は2020年までに実施に移す計画です。あと1年余に迫っています。2点目、騒音、落下物、万が一の墜落事故、資産価値の下落、大気汚染、新飛行ルート案の区民の生活への影響ははかり知れません。3点目、教室型説明会においても、国交省の説明は区民の不安や疑問に答えるものではありませんでした。区民の反対世論は大きく広がっています。4点目、国は地元の意見を聞いて進めるとしています。議会として区民の反対世論を受け、今、反対決議を上げなければとめられない、ぎりぎりの時期に来ていると受けとめ、今、議会の意志として反対を表明すれば、とめられると確信をしています。

全会派、無所属の皆さんにも賛同を呼びかけました。3月20日、自民党・子ども未来、公明党、国民民主党・無所属クラブの3会派から、反対の文言をとった決議でまとめたことのご意見をいただき、再度協議をしました。全会一致の決議を上げるために、一番大事な反対という文言をとるわけにはいきません。この時期になり、国交省に撤回を求めるためには、反対の文言を入れた決議が必要であることを強調し、決議を読み上げさせていただきます。

[案文 朗読]

○渡部委員長

次に、資料No. 3-2について、若林委員よりご説明を願います。

○若林委員

平成31年第1回定例会を閉じるに当たり、現段階で全会一致をもって品川区議会として決議できる内容として、このようにご提案をしたいと思っております。表現も含めて、読み上げさせていただいて説明に入りたいと思っております。

[案文 朗読]

○渡部委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○安藤委員

議会として決議を一致したもので出すというのは望ましいと思うのですが、私たちとしましては、やはり反対という意思を表明したもので、全会一致で出したいという思いはいまだにあります。

2つの決議案はほぼ同じなのです。1段落目、2段落目は若干文言整理のようなことですが、趣旨は同じだと思います。違う点はただ1つで、「反対」という文言があるかないかなのです。私たちは、今、飯沼副委員長から提案がありましたけれども、議会が一致して反対の意思表示を行うということが必要だと思っていますし、ぜひ皆さんにも賛同していただきたいと思っていますところなのです。

なぜこの「反対」という文言を抜いたのか、その理由をぜひ、3会派で共同提出されておりますので、自民党、公明党、国民民主党に伺いたいと思っております。なぜこちらでは全会一致できないのでしょうか。

○渡部委員長

それに関して、何かございますか。

○本多委員

この資料No. 3-2の文面にもございますけれども、品川区議会はこの間、2回の意見書提出を行って国に対して物を言っている状況で、これまでの品川区議会での議論を国にぶつけている状態ですので、今現在進行しているという、まさに今まで時間を十分費やして議論したことを投げかけているという状況を鑑みてのことです。

さらに申し上げれば、2つの文が出ていますが、これは品川区議会としての決議文ですから、全会一致が望ましいと思うのです。なので、2つの文を1つにまとめる作業も必要かと思います。

○あくつ委員

私どもも共同提案ということで、今、本多委員のお話のとおりです。「反対」という言葉が入っていますけれども、反対をしておいて再考を求めるといのは、論理的におかしいのではないかという議論がありました。そもそも大上段で「反対」という言葉が入ってしまったら、再考の余地もないわけですから、私どもがかねてから申し上げているところ、また今回、全会一致で皆さんにご理解いただけるのではないかとこのところ、今回提案した文書になっています。

先ほどの提案理由の中で思ったのですけれど、「資産価値の下落」と入っていましたが、ここについては私どもは何回も申し上げます。そういう不安をあおるような言動は、私ども不動産屋にも確認していますけれども、資産価値の下落は起きていないし、これから起きるかもしれない、起きないかもしれないもので、やはり議会の中でも見解の違いというものがあるのではないかと考えています。この文章中には「資産価値の下落」という文言は入っていませんが、先ほどの提案理由の中には入っていました。思いはさまざまあると思うのです、そういう中でそれを出されて、自分たちの思いと違うからということでは、やはりいかならないと思うのです。

私はやはり一本化をすべきだと思いますし、最大限の努力をしていくべきであると思います。

○石田（し）委員

我々としては、まずこういった決議を出すのであれば、全会一致が望ましいだろうであるというのが大前提であります。今回、2つの決議が出されているというふうに理解しています。その中で、特に課題となっているのは新飛行ルート案に反対という文言だと思います。

我々はかねてから、今まで平成26年と平成28年、2回区議会として意見書を提出しております。その中で、しっかりと協議をしてほしいということ、いわゆる教室型説明会をしてほしい、また連携を密にとるといふことで、意見書をこれまで上げています。反対、賛成というのは一回置いて、どういふふうに現実的に、この新飛行ルートの課題の解決に向けて取り組まなければいけないか、やはりまずはしっかりと、我々区議会としてもこの品川区の上空を飛行しないルートの再考をするべきだということ意表示をするのが、まず最優先にやるべきことではないかと。

その最優先にやるべきことというのは、今回我々が提案させていただいている決議であれば、品川区議会での各会派が総意で挙げることができるのではないかと、そういった意味では、我々としてはこの提案書どおりに何とか皆さんの一致をもって、区議会の総意としてやるべきではないかと思っているところから、今回こちらを出させていただいているということでもあります。

○安藤委員

全会一致で出していく努力というのはもちろん、大事だと思います。今までもしてきたのですけれど

も、それは望ましいと思います。だからそういった意味では、私たちとしましても「反対」を抜いたものについても、これが区民の利益に照らしてマイナスになるものではないので、もちろん賛成はしたいと思っています、結果的に全会一致になるかもしれません。ただ、やはりこれまでずっと議論してきました。教室型説明会も開かせました。そこで多くの議員の方も参加されていると思うのですが、新たな区民世論の怒りというのはさらに広がっているわけです。先ほどの提案理由にもあったように1年後にはもう飛ばされてしまうという局面を迎える中、しかもこの4年間ずっと議論してきて、私たちの今期の議会の、ある意味集大成といいますか、区民のこれだけの怒りの声を受けて、議会として反対の意思表示をする必要がやはりこの時点であるだろうと思います。

繰り返しになりますけれども、「反対」という言葉を入れたもので、全会一致でいきたいという思いが今でもあります。ただしそれがどうしても難しいというのであれば、やはり区民の世論をしっかり受けとめて、反対という決議、それはそれで全会一致にならなくても挙げていくべきだと私は思います。

お伺いしたいのですが、市民団体の「みんなの品川」というところが、区議会議員を含む、今度の選挙候補者に対して、羽田新ルートの公開質問アンケートというものをとりました。そこに公明党も「反対」と丸をつけて回答したと聞いています。国民民主党の中でも「反対」に丸をした方もいました。「反対」に丸をつけなくても、意見欄のところで反対という立場を表明する方はいたというふうに聞きました。

それであるならば、公明党、国民民主党ではそう答えているわけですから、この「反対」という決議案にも賛成していただけたらと思うのです。そこをなぜ賛成できないのかわからないので、ぜひ公明党、国民民主党には、私たちの案にも賛成していただけますよねということをお伺いしたいです。

○あくつ委員

今、安藤委員から、「みんなの品川」のアンケート結果について、お話があったのですが、これはどこかで公開されているのですか。どこに公開されているのですか。

○安藤委員

公開質問アンケートですから、「みんなの品川」という団体のアンケートを、私ももちろん返しましたけれども、その団体の中には、共産党も幹事として入っています。そういうところで……。

○あくつ委員

ということは、このアンケートというのは政党から政党に対してしたアンケートということをお認めになるのですか。先ほど市民団体とおっしゃいましたが、その回答を知っているわけですよね。まだどこにも公開されていませんよ、私が知る限りでは。当然それは公開されるものだと、公開質問として来ましたから、今そういうふうにおっしゃるということは、その質問の根拠というのは、あなたたちが出した、あなたたちが考えたアンケートを選挙に当たって出してきた、こういうことでもいいのですか。それをお認めになったということでもいいのですか。

○安藤委員

先日、「みんなの品川」の幹事会が開かれました。そこは政党だけではないです。市民の方も入っていますし、大学教授の方も入っています。その市民の役員も入ったところで、こういうアンケートの結果が出ましたという報告があったのです。それを私たちは聞きました。ですから、何の問題もないと。

○渡部委員長

委員長として申し上げますけれど、公表もされていない事実について持ち出されたところで、それが議会の議論として値しないと思いますので、この議論はなかったことにしましょう。これに関して、発

言は認めますけれども、返事の必要はないと認めます。

○鈴木（ひ）委員

今の件ですけれども、公開質問状の中に「みんなの品川」の構成団体がどういうものかということは、明確に載せてあります。その中に共産党も入っていますので、当然幹事会という形になったときは行くということも含めて、ご理解いただいた上で公開質問状ということで回答をいただいたものだと思います。公開質問状はそういうものですから。公開質問状の中身というのは、幹事会の中で明らかにされております。しかも公開質問状ですから、間もなく全て明らかにされるものです。そういうことで、この会に私たち共産党も入っておりますので、そこの中で明らかにされた問題ですので、そのことをこの中で申し上げるのは全く問題ないと、申し上げておきます。

○渡部委員長

今のことに関して、どうぞ。

○あくつ委員

今、その質問状の表書きが手元にあります。そこには「品川区議会議員選挙に立候補される予定の皆様」ということで、この質問状が来ているわけです。個人個人に来ているわけです。立候補予定者の皆様へということで来ているわけですから、個人で回答しています。それに対して、公明党がとか、国民民主党がとか、そういう発言をされること自体が筋違いの話です。

こうは言いたくないですけれども、立候補予定者の方に出すものを、共産党が名前を連ねている、確かに入っています、生活者ネットワークも入っている、立憲民主党も入っている、けれども、これは政党から政党に対して出したものなのですか、と聞いたのです。先ほど市民団体とおっしゃったでしょう。市民団体が出したものなんでしょう。だから我々は誠意を持って回答したのです。それを、こういうところで利用しようとしているのではないかという疑念が、先ほどからうかがい知れるわけです。

先ほどの委員長の仕切りのとおり、そういうことに利用するのはやめてほしい。

○鈴木（ひ）委員

その団体の中に含まれている、政党も入った団体だということで、ご承知おきの上に公開質問状に回答があったと思うものです。なので、そこのところはもう公開されているものですから。

○あくつ委員

公開されていないでしょう。どこに公開されているのですか。

○鈴木（ひ）委員

幹事会の中で、そういうところでもう公開されたものなのです。

○あくつ委員

それは公開と言いませんよ。

○鈴木（ひ）委員

間もなく公開されるものですから、そういうところも踏まえた上で回答されたものだと思いますので、私たちはその団体に所属している一団体ですから、そういうことで全く問題ないということをお知らせしておきます。

○渡部委員長

今の件で申し上げます。委員長として、いまだ公開されていないものに対して、そのようなことをここで議論することは控えようと思いますので、そこまでにしてください。

それで、次の質問をどうぞ。

○鈴木（ひ）委員

先ほど自民党、公明党、国民民主党からの発言があった件です。公明党の、「反対」という言葉を入れておいて再考を求めるといのはおかしいということですが、それは全くおかしくないことであって、新ルート案に反対するからこそ、この案を再考してくれと、考え直してくれということなので、これは全く問題ないと思うのです。

このところで、私たちが提案した決議案に対して、「反対」という文言をとったものになっているのですけれども、改めてお聞きしたいのは、容認することはできない、ここまで述べているわけです。それにもかかわらず反対するということに対しては、入れられないという理由がわかりません。容認することができないということは、反対ということではないのでしょうか。そのところを改めて、自民党、公明党、国民民主党、それぞれ伺いたいと思います。容認することができないということは、そのまま読むと反対するということになるのではないかと思うのですけれども、それにもかかわらずなぜ「反対」ということをわざわざとらないと全会一致とならないのか。反対という立場には立てないのかということをお聞きしたいと思います。

○本多委員

同じことなのです。文にあるとおり、このままでは認められませんよ、再考をということですので、人から人に物事を頼むということも総合的に判断して、こうなるのですよ。頼む姿勢もあると思うのです。やはり認められませんよということだと思っております。

○あくつ委員

本多委員のおっしゃるとおりで、一体何を求めるのかというところで、我々は対話を求めていきたいわけです。粘り強い対話を求めていきたい。共産党はよく反対という言葉が使われますけれども、いきなりここで反対と言ってしまって、その後再考を求めるといことでなく、我々は粘り強く、いわゆる断絶とか、そういうものをつくらないように話をしていきたいわけです。

先ほど鈴木委員ご自身がおっしゃったように、容認することができない、そのようにお感じになるのであれば、この文章のままでいいのではないですか。

○石田（し）委員

我々がかねてから、いわゆるこの新飛行ルート案については見直しをするべきだという立場で、これまで来ています。その反対とか、言葉の話をずっとされていますが、言葉ではなくて現実的にどうやったら、この羽田空港も含めて、今、ある課題を解決できるのかといたら、まずは国に対して我々、区議会も、品川区も含めてしっかりと意思表示をするべきだというのは、何ら変わりありませんし、そのことに関して今回こうやって決議を挙げるというのは、我々としても提出していく一人として、何ら問題はないと。

しかしながら、羽田空港のいわゆる機能強化に向けての新飛行ルートについて、私は逆に答えながらお聞きしますが、何に対して反対されているのか、明確にお答えいただきたいと思います。羽田の機能強化に関して一定の必要性があるというのは、国際情勢上、また日本、東京、品川区を考えても、私は一定の理解というものはあるし、必要性もあるという認識の中で、しかしながらこの都心を通る新飛行ルートについてはどうなのかといった中では、我々としては現段階では見直しをするべきだということをおっしゃっていますし、区に対しても代表質問、予算審議等でも伝えており、まず見直しをするに当たっては、区民に対して意識調査をするべきだと。そのほか試験飛行も含めて、国がやるべきことをしっかりやってほしいというのを区に対して、国に対して求めている中であって、それを言葉だけ

で反対だとか、賛成だとかではなく、我々は現実的にどうしたらこの課題が解決するのかといった意味では、総意で決議を上げられるのであれば、私はこの3会派が出している案が現実的であり、区議会が一致して出せるものであるなら、これこそまさに区民が望んでいることだという認識のもとで提出しているわけであって。これは賛成とか反対とか、言葉遊びではないですが、言葉だけでどうこうでなく、各会派も考えた中での最終的な総意をまとめるのであれば、この言葉ではないかということ。

ぜひそこはご理解いただきたいのと、先ほど私が質問した、何に対して反対されているのかぜひ明解なお答えをお願いします。

○鈴木（ひ）委員

何に対して反対をしているのかというのは、常に一貫して、4年間全く明確でありまして、この品川の上空を超低空飛行する新ルート案が反対だということです。ここを4年間ずっとやってきたわけです。それにもかかわらず全く、皆さんも教室型説明会に出られていると思いますけれども、爆発するような区民の怒りになっています。何としてもこれをとめてほしいというのが、区民の思いなのです。あと1年後には飛ばされるという局面に、今なっているわけです。ここで私たち議会の役割をどう発揮していくのかというのが問われるときなのです。

国交省に向けて、やはり議会として反対する。私たち議会というのは区民の負託を受けているわけですから、区民の代表ですから、区民の声を議会として国交省に向けて、こんな新ルートの計画に対しては反対だと、この意思表示をしっかりと決議していくことこそが、今大事なのではないかとということで、私たちはこれを提案しているわけです。

容認できないと言っているのであれば、全会一致で反対決議ということになるのではないですかと、私は聞いているのです。区民のこの怒り、思い、皆さん教室型説明会で実態を見られていますでしょう、区民の声を実際に。地元でも聞かれていると思うのです。この計画を知った方は、ほとんど反対ですから。この反対というのを区民の総意で、議会に示してほしいというのが、私は区民の願いに応える道だと思うのです。容認できないというのであれば、反対決議と明確に意思表示をする、その決議をなぜあげられないのかということを知っているのです。

○石田（し）委員

我々の認識では、区民が思っていることは、区議会が一致団結して、この新飛行ルートに関しては見直しも含めて検討させるべきだということが、区民の思いだというのが我々の理解であって、反対とか賛成とかではなく、新飛行ルートに関してしっかりと、上空を飛ばさないためにはどうしたらいいのか区議会としても考えて、提案すべきだというのが我々としては区民の思いだという理解です。

○鈴木（ひ）委員

教室型説明会がこの間されていまして、その中で地元の理解を得ながら進めていきたいと国交省も述べているわけです、何回も。安倍首相自身も述べられているわけです。では、地元の理解を得たかどうかというのは、どこでどう判断するのだということを知りながら何回も国交省に聞いているわけですが、国交省は明確に答えていません。

その中で、そこの参加者だけでも国交省から賛成か反対かを聞いてくれということを知りながら、何人の方がその場で言われているのです。でも国交省は聞きませんから、何回かの説明会の中で、会場の方からこの中で賛成の人、反対の人というふうに関わり場がありました。私もその場面におりましたが、賛成の人は誰一人いません。みんなが反対に一斉に手を上げるとというのが、その説明会の実態なのです。だから反対してくれという意見がどこでも噴き上がる、そういう状況になっているのが、この間の教室

型説明会の状況だと思います。それが区民の思いだと思うのです。そこのところを、1年後という緊迫した状況の中で、今こそ反対の決議をあげてくれと。これから議会も改選になるわけですから、そういうところでいえば、この議会での最後のチャンスですから、ここで議事を挙げて反対の決議を、国交省に向けて議会の総意として示していくというのが一番大事なことだと思うのです。

そういう点で、容認できないというのであれば反対する決議ということで、ぜひ全会一致で挙げていこうじゃないかというのが私たちの呼びかけです。

○石田（し）委員

何度も言っていますが、総意でやれるのであればそれが一番いいだろうと、我々として提出しているわけであります。なので、こちらの案であれば総意でできるのではないかという、提案をしているわけでありますので、そこはぜひ検討していただきたいと思います。

また先ほどから教室型説明会での場面をお話しされていますが、全ての区民がそういう話をしているのかといえば、我々はまだまだ知らない方たちもいるだろう、だからこれまでの意見書も含めて説明をしっかりとくださいよというのを国に求めてきたわけであって。その認識というのも、一般の区民の方たちがどこまで知っているかわからないだろうと、だから我々はいろいろ提案もしているのです。こうした方がいいのではないですか、こうすることによって新飛行ルートの見直しが可能ではないですか、代案も示しながら、見直しも含めて検討すべきだと。一つは意識調査をしっかりと、品川区民が今、どれだけこのことについて知っているのか、またこのことについてどういう思いを持っているのか、意識調査をするべきだと。また本当に飛ばしたいのであれば、試験飛行も含めてしっかりと、区民にどういったことになるのかということを示すべきだと。

我々は具体的に解決策を持って、そういった案も示しながらやっているのです。それを反対だ、賛成だ、どうかと言われて、ずっとその言葉でいろいろ言いますが、我々はどうしたら解決できるのかという現実案を具体的に示しながら、だからしっかりと交渉してくださいねと、今、働きかけをしているわけではないですか。これをただただ、賛成だ、反対だと言って、ではどうするのですか。反対になりました、その後どうなるのですか。それよりも現実的に、どうしたら解決ができるのか、我々がしっかりと示しながらやるのが議会の役目なのではないですか。それを区民の声だ、区民の声だと言われて、何人の方にその声を聞いたのですか。仕方がないよね、と言う人ももちろん一定いる。何としても飛ばさないようにしてくれと言ってくれる人もいる、いろいろな人がいますよ。

本会議でも私は言いましたが、品川区民が自分たちの上空を飛んで喜ぶような人がいるのかといたら、ほとんどいないのではないかと言っています。ただ、今、教室型説明会に出ている方たち全てが、全区民の思いを受けて出ているのかといたら、仕方がないよと言っている人は、声を上げないのです、一般的にこの件だけでなく。賛成の人というのは、あえて自分が賛成だと言って町中に出て言わないです。なので、我々はしっかりと、区民が今本当にどう思っているのか、大勢の人に聞きましょう、しっかりと確認しましょうというのも、提案としてやっているわけです。あなたたちはやっていないではないですか。反対だ、反対だと言っている。我々は現実を見て、現実的に解決するために今、何をしなければいけないのかというのを、我々はやっているわけです。そこはぜひ理解していただきたいと思います。もし本当に区民のためと、その声を届けよう、区議会で一致団結してやっていこうというのであれば、ぜひ我々が提案しているほうに乗っていただければと思います。

○鈴木（ひ）委員

私も何回もアンケートを、区議団としても全戸配布もしながらアンケートをやりまして、その結果、

回答がかなりありました。その回答の8割は反対、賛成者は本当に数%という状況だということは、この間やっていますし、議会の中でも区民投票を品川区としてやるべきだという提案も行っているところです。そういうことで、区民の意思でこのことを決めていくべきだということは、ずっと提案しています。

あと1年後に迫った新ルート案なのです。容認することはできないという言葉を書きながら、反対するというのが言えない立場なのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○石田（し）委員

立場としては別に何ら、反対も賛成の立場も別に、我々としてしっかり議論をした中で、例えば政党間で示すのであれば、政党としての意見というのは別に、賛成の立場だろうが、反対の立場だろうが、どちらでも別に、賛成の立場に立ってないのかとか、反対の立場に立ってないのかという質問なので、それはどちらでも、我々としてはしっかり議論をした中で示す方向性があるのであれば、それは賛成だろうが、反対だろうが、立場というのは、立つことというのは別に可能である、どちらに立とうと。どちらに立つことも可能です。

○あくつ委員

今、審議しているのは決議案のまさに文言のところを言っているわけです。ですから我々も何度も言っているように、容認することはできない、これはもう常日ごろ、昨年から我々はこの表現をしているわけです。なぜそれを賛成、反対という言葉で当てはめようとしているのか、これは決議の話ですから、全会一致でやるのであれば、この文章でいいではないですか。なぜそういうふうにしたいのですか、逆に。先ほどそれを言われていましたが、それは会派としての意見でしょう。なぜそれを押しつけるのですか。全会一致でやりたいのでしょうか、先ほどからおっしゃっているように。全会一致でやりたいのであれば、この文章でいいではないですか。そこまで言っているわけです。この文章で何が悪いのですか。

○鈴木（ひ）委員

反対だと明確な意思表示を国交省に向けて、区議会としての意思表示をするということ、この新ルート計画に対しては、区議会として反対だということを示すことこそが、1年後に迫ったこの時期に必要なことだ。そこで容認できないと言うのであれば、反対だということがなぜ入れられないのか、聞いているわけです。反対ではないのかということですが。

○あくつ委員

冒頭で申し上げましたけれども、繰り返し同じことをおっしゃっているのでも、先ほどから申し上げていますけれども、先ほどの提案理由にもありましたけれども、区議会として全ての会派、議員の考え方が一緒であるということではないのです。さまざまな捉え方があるわけです。その中で、我々全会一致で採択ができる、区民の意見も多数聞いています、確かに反対されるというお声も、先ほど石田しんご委員からもありました、あります。そういう中で、区議会として一致できる文面を考えたとき、この文言が一番適しているから、我々は提案させていただく。そちらの本旨でいうならば、なぜこれに賛成できないのですかということですが。なぜこの文章ではだめなのですかということですが。

○鈴木（ひ）委員

不十分だから。

○あくつ委員

それはそちらの会派の意見です。我々はこれで今回は十分だと思っているので、出しているわけです。

○飯沼副委員長

反対の文言が入らない、やはりここの違い、理解の仕方だと思っておりますが、生活者ネットワークと筒井議員、日本共産党、無所属品川共同で提案し、文書をつくった時の内容としては、区民世論の反対を、私たち提案者は明確に受けとめたのです。反対の文言を抜くと、内容的に質が変わってくる、弱まってしまうのです。私たちはそこを強調したいと思っております。国交省の現状を変えていく、羽田の新飛行ルートを変えていく力に、この内容を弱めていくと力にならないのです。

そういった意味で、私、冒頭に提案のところで申し上げました、全会一致の決議を挙げるために、一番大事な反対という文言をとるわけにはいきません。この時期になり、国交省に撤回を求めるためには、反対の文言を入れた決議が必要である、このことを強調して申し上げたので、そういった意味でこの反対の文言は抜けないと。ここを強調していますので、全会一致でまとめてほしいと言われても、既にそのところ、皆さんの意見が変わらない限り、私たちはこれを提案していますので。

○若林副委員長

これまで繰り返された議論の結論として、共産党を中心とした案については変えられないというふう副委員長からご発言がありました。委員長の仕切りで、お互いにこちらの案で全会一致でいけないのかということはお互いに投げかけられています、今の中ではどうもまとまらないということですが、それでも投げかけられているということなので、生活者ネットワーク、筒井議員、須貝議員、藤原議員という提案者になっている方も一部この場にいらっしゃらないので、例えば持ち帰っていただいて、一回休憩して、この「反対」を抜いた決議のほうにまとまるのか、まとまらないのか、その逆もありますけれども、検討していただければと。

○渡部委員長

今、若林副委員長から提案いただいたように、この間の議論を聞かせていただいて、思いとしては全会一致で、この羽田空港新ルート案に関することを決議していきたいということでは一致しているのかなと見受けられます。

この間議会においては、先ほど石田しんご委員からも説明がございましたように、平成26年度から品川区においてはスタートしており、当初は行革委員会、今年度は建設委員会においても活発な議論がされてきたと思います。その中の内容等も確認させていただきながら、区議会としてどのような形でこの5年間を過ごしてきたのか、これが最後の会議になるということは、共産党もおっしゃっていますがそのとおりで、ですからこの5年間の集大成となるものを当然議会としてやらなければならないとき、本来であれば建設委員会でここはしっかりやっていただくべきことだと思います。けれども、このタイミングでもう議運しかない、しかも直前に決議案というものを相談されて、各会派が対応に当たったのだと思います。

やはり、決議案というものは区議会としてどうなのだというものです。それに対しては、少なくとも今、議運に出ている各会派の方々は、何とか全会一致でという思いは間違いなくあるのだと思います。ここで1時間弱の議論をした中で、現状は平行線であるのかもしれませんが、ここで一旦休憩をとらせていただこうと思います。ただ全く休憩をとっても何も変わらないのであれば、それはそれでこの後、議運を再開させていただき、どういう形になるのか審議をしっかりしていくべきだと思います。

どうでしょう、一回会派に持ち帰ってください。それで共産党は提出者で出席されていない方に、この議運での議論を伝えてください。何とか全会一致でというところで、共産党も、自民党、公明党、国民民主党、それぞれ意見を聞けたはずだと思います。それも確認していただいて、どのような形だった

ら一本化できるのか、一回考えてみていただけないでしょうか。

といいますのは、最終的に区議会から発表して、見るのは区民の方々であって、同じような内容が今、2つ出ているわけです。そのうち1つでどうやら可決をするのであれば、そちらは間違いなく表に出ます、区議会として。それが2つ同じようなものが上がっていて、1つでいいのか、本当に区民から選ばれた私たち議員であるからこそ、1本でいくほうが、私はいいのかなと、今日の議論を見ていて感じました。

そういう思いから、ぜひ一度、時間を区切らせていただきますが、各党派持ち帰っていただいて、両案を比較、検討してみてください。それでそれぞれの会派に再度確認をしたいと思います。

12時再開とさせていただきます。一旦各派お持ち帰りいただいてご検討ください。暫時休憩といたします。

○午前11時20分休憩

○午後0時00分再開

○渡部委員長

休憩前に引き続き、議会運営委員会を再開させていただきます。

○石田（し）委員

先ほどの議論の中での話を、先にさせていただきたいと思います。

まず1点目が、先ほど「みんなの品川」という市民団体の方たちの、区議会議員選挙に立候補予定者の方たちに対するアンケートのお話がありました。あくつ委員からも話があったとおり、いくらその団体に各政党の方たちが入っているからといって、そこでの情報はあくまで、公開質問なのでやはり公平性を保つためには、その会議での話が今、この場に出てくるというのは、株で言えば非公開株をほかの人に教えるインサイダー取引で、アウトの話なのです。いくら各政党の方たちがその会議で幹事として入っていようが、そこでの情報は公開されるまでは非公開の情報だと思うのです。なので、特にこういった公式の場でそういうものを出してくるというのは、その方たちのことも考えるとよくないことと思うので、その見解を改めていただきたいと思います。

もう1点は、今まで共産党は、少数派の声でもしっかり聞くべきだという話をずっと区議会の中でもされていたと思うのです。先ほど賛成とか、反対という立場になったとき、我々が今の時点で、いろいろな声があると、もちろん反対されている方たちの声も聞いていますし、一定理解をされている方たちの声も聞いています。先ほどアンケートをされて8割方は反対だと、では残りの2割の方たちの声はどこに行くのですか。

都心上空を飛ばないようにというのは、我々も見直しをするべきだと強く言っていますけれど、そういったものも含めて、今の時点でどうするべきかというのは、賛成とか、反対という言葉を使うよりも、しっかり実現性のある解決策に向かって取り組むというのが必要なのかなと思います。その点に関して、ぜひご意見をいただければと思います。

○鈴木（ひ）委員

「みんなの品川」ですけれども、それは皆さんに公開質問状ということで出させていただいた中でも、構成団体というところに共産党も入っていると。市民団体と政党が参加して、つくられている団体だということです。その団体が公開質問状という形で候補者に対してのアンケートをとったものだと。そのことに対して、当然私たち共産党にも、幹事会ということでこの情報はみんなのところで共有すること

になりました。そして時間の問題でもう間もなく、これは全て公開されることになってまいります。そこで共産党も参加している団体に対して、公開質問状は公開されるということを前提としてとったアンケートということなので、そのことは全て皆さんご承知おきの上に、出していただいた。だから共産党も参加する団体に対しての公開質問状だったということですから、それは情報が入ってこういうところにその状況を出させていただくということは、当然あり得るということで、皆さんもご回答いただいているところだと思います。

それともう一つ、少数派の声を聞くべきということですが、2割の方も賛成しているわけではないです。賛成をしている方は本当に数%ということなんです。その方も、多分状況を聞けば聞くほど、反対せざるを得ないという状況になっているのではないかという思いがしておりますけれども、それはどこかを飛ぶのであれば、やむを得ないのではないかとかで、積極的にこのルートでやるべきだという意見はほとんどないというのが実態ではないかと思えます。

それよりもこの羽田の新ルート案がどれほど危険なものなのか、騒音も改めて実測値よりももっと高いということも、国会や都議会で明らかになったところですが、落下物にしても、墜落したらどんなことになるのだろうという、子どもたちから高齢者の皆さんまで、本当に多くの区民の皆さんが何としてもこれをやめてほしいという声が、私たちがアンケートをとるとびっしり書かれて、何十ページにもなるくらい出されているわけです。そこに応えるということが、私たち区民の代表としての議員の役割ではないかと考えています。

○石田（し）委員

全然質問にお答えいただけていないのですが、我々はその団体の構成がどうだったとかという話はしていないのです。公開質問というのはあくまで公平性がなければいけないのです。だから公開するわけで。その公開質問の公開をしていない段階で、今、あなたたちが持っている情報を公にするというのは、その公開質問状の範疇でないです。幹事だとか、それを理解して皆さん答えてくれているとかではなく、共産党が独自でいろいろ調査をされている結果を示すのは、一つの方法としてあるかもしれないですが、あくまで市民団体だといって、しかも公開質問状だといって、しかも予定候補者に回答をさせている中で、その情報というのはしっかり公開されてから初めて、全ての方たちへ情報を発信するというのが、先ほど私は例に挙げましたが、株のことに一緒に、情報を知り得る人というのはいるわけです。知ったから、私たちはその団体の一員だから、私たちが言うのが何がだめなのだというのは、筋が違うなど思っています。あくまで公平性をもってやるべきこと、公開をした後にしっかりと議論をするのは大いに構わないですけど、その辺はやはり一定の期間まではしっかり持っている情報は公開できないと思うので、そこはぜひ改めていただきたいと思えます。何かあれば再度言っていただければと思えます。

2点目ですけど、先ほどは賛成が数%とおっしゃいましたけれど、そういった形の手紙を今まで拾ってくると言っていたのが共産党だと思っていたので、なぜこのことに関して、その手を一切拾わずに、こうやって賛成か、反対の立場をとれみたいな話になってしまうのか。今の段階で、我々はやはり両方しっかり聞きながら、何が本当に品川区にとって、また品川区民にとっていいものかというのは、見きわめていかなければいけないと思っておりますので、その辺をぜひ、普段の言っていることと矛盾が生じていると私は思いますので、ぜひ伝えておきたいと思えます。

○渡部委員長

お話し中のところ申しわけないですけど、先ほどから申し上げますように、市民団体の方のアンケートがどういう形であれ、共産党の耳に入って、そういう声があるということを紹介していただく

のは結構だと思いますが、公表されていないようなことに対してあえて候補者の方からとった質問を、その政党に投げかけるというのは、この議運の場でやるべきことでは全くございませんので、これはもうこれで終わりにします。

ほかに何か、よろしいでしょうか。

それで先ほど休憩をとらせていただきました。資料No. 3－1の決議案をお出しいただいていた共産党、お持ち帰りいただいていたかがでしょうか。

○飯沼副委員長

他の提案者と意見を交わしてきました。この間、地域を回っての区民の方たちとの話し合い、またアンケートもとりました。また教室型説明会に参加していても、どこの段階でも地域の方々の意見は騒音とか落下物、排気ガスもありますけれども、命の危険にさらされている、多くの方がとめてほしい、こういった意見がたくさん、お子さんを持っているママたちから、働き盛りの方も含めて、自分たちが働いている、生活している上空を飛ぶことはやめてほしい、高齢者の方々もそうです。

そういった意見がたくさん届いているといった意味では、区民の声は反対である。私たちはそこに確信を持っていますので、区民の代表である議会がやはりそういった区民の声を反映させて、責任ある態度をとっていく、そのことが求められていると思いますので、私たちが提案しました反対をする決議をぜひ、提出をし、賛成をしていただきたいと思います。

○渡部委員長

時間を40分とった中で、先ほどお互いの議論が平行線になっていて、例えばこういうふうに文言を修正してとか、何かそういう新しい提案はございますか。

○飯沼副委員長

ありません。

○渡部委員長

ほかは何かございますでしょうか。

資料No. 3－2のほうで、では本多委員、どうぞ。

○本多委員

それぞれ提出者、賛成者、思い入れも持って議論が尽くされておりますけれども、結論を導き出したと思います。結論を出すには、全会一致が望ましいと考えます。共産党も先ほど全会一致で決議を出すのが望ましいと言われておりましたけれども、平行線なので、私、一つ提案させていただきたいのが、反対の声も聞こえているのは事実ですので、文言の中にそうした状況、「区民の反対意見もあり」という文言を入れた上で、表題には「反対」を入れず、文言の中に、区民の反対意見もありますという現状を捉えて、修正されて、結論を導き出すのはいかがかと思います。いかがでしょうか。

○あくつ委員

先ほどの議論でもあったとおり、アンケートの話は先ほど終わりということでしたけれども、いみじくも安藤委員から、そのアンケートの内容について幾つか、これは本当かどうかわかりませんが、ご紹介がありました。幹事をやられているから本当なのでしょうけれども。その中でも多分、各候補者また現職の区議会議員からも、いろいろな意見があったのではないかと思います。

その中で全会一致を求めていけないといけないという中で、先ほど鈴木ひろ子委員から、アンケートのことについては理解を得ていると思っていましたということ、また公開が迫っているから私たちがここで言ってもいいのですという、これは一方的な話です。そういう一方的な話ではなくて、ここは議論

の場、一方的な意見を押しとおすことは議論ではありませんので。それも一つの議論の手法かもしれませんが、聞かなくてもいいです。ですから、聞く耳を持っていただいて、今ご提案があったような、どうしても「反対」という文言を何を入りたいのであれば、そういう形で「区民の声」ということで入れていくのも一つかなど、私の会派もそう思っています。

○石田（し）委員

我々も、総意で今回同じような決議が2つ出るというのは、区民に対して混乱も招くし、現実的に考えるというならば、本多委員が示された、いわゆる譲歩案といいますか、その2つの間をとってという案に対しては、我々も、全会一致でできる決議文になればと思いますので、賛成していききたいと思います。

○渡部委員長

ただいま、資料No. 3-2のほうを提出されております会派のほうから、新たな提案が示されました。午前中からの議論においても、その似たような2つの内容の決議が出ていて、やはり似たようなことで出ているからには、全会一致でとったほうがいいのではないかという話の中で、議論が進んでまいりました。その中で、資料No. 3-2「品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議」という中で、皆さんご覧いただくと7行目、8行目あたりでしょうか、「危険性が指摘される中で、南風時の1日4時間のうち3時間とはいえ、品川区上空を飛行することは、多くの区民に理解しがたい現状がある」というところの中で、例えば「区民の反対の声も聞こえる」というような文言を追記して、共産党が言っている区民の反対の声というものを、ここに入れることにより、何とか全会一致をとれないかという、新たな提案がありました。

これについてぜひ、また会派でもんでいただきたいのですが、いかがでしょうか。全く余地なしなのでしょうか。今ここで結論を求めません。文書も出てございませませんが、もし書いていただけるのであれば、「多くの区民に理解しがたい現状があり、反対の声も聞こえる」というようなことで明記した上で、新たな提案ということでどうでしょうか。一度お持ち帰りいただいて、再度ご検討いただけますでしょうか。

○鈴木（ひ）委員

先ほど提案者の会派が皆そろって話し合いを行った結果、この「羽田新飛行ルート計画に反対する決議」、この文言を入れた決議案を必ず出していこうということでは変わらないということになっております。「区民の反対の声」というのは、議会の反対決議とは意味が違いますので、その文言を入れたからといって、私たちの反対する決議を取り下げることはしないということで一致しておりますので、持ち帰ることをしても変わらないというのが、先ほどの話し合いで一致したところです。

○渡部委員長

午前中の議論の中で共産党は、自分たちの決議案を主張するに当たっては、区民の反対というところを相当強く言われていて、そこに関して議論が平行線になっていたと私は承知しております。その部分を、多分3会派のほうから譲歩案として出したつもりですので、先ほどと状況が違うと思います。

改めて、議運でこのような議論がなされて、新たな提案があったものに対して、ここでの結論は、その結論でよろしいですか。

○鈴木（ひ）委員

はい。

○渡部委員長

提案は受け入れないということですね。そうすると、3会派から出ている決議に関しては、乗れるのでしょうか、乗れないのでしょうか。

○鈴木（ひ）委員

私たちは、そういう区民の声を受けて議会として反対するというのが、反対するという意思表示をしっかりとするということが大事だということで、今回の決議の共同提案になっておりますので、その決議は持ち帰りはしないということが一つと、こちらの提案に対しては、賛成をします。3会派の提案に対しては賛成をします。ただ、これだけではとても足りない、徹底的に足りないのは反対だということで、私たちの決議も出させていただきたいということです。

○渡部委員長

私、委員長として腑に落ちないところがあるのですが。

ほかに何かございますか。

全く提案も受け入れられないということですので、そうしましたら、今回資料No. 3-1と3-2、それぞれ議会に提出をして、それぞれについて採決するというので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

そうしましたら、文書のほうを少し整えさせていただき時間をここでとりたいと思いますので、事務局でつくってもらうのに、提出者、賛成者等の変更がある場合は、どういうふうにしたらよろしいですか。

○久保田区議会事務局長

それでは、今、委員の中でお話しされて決議が2本出されるということになりましたので、まず1点目が、資料No. 4で裏面に書いてございますけれども、この議事日程をもう一度確認して、修正させていただき対応がございまして。もう一つは、資料No. 3-1、3-2で提出者、賛成者の変更があれば、一度休憩をとっていただいた中で確認をさせていただいて、変更があればそれを記入して清書した形で、改めてこちらの場に提供させていただきたいと考えてございます。

○渡部委員長

そうしたら、進められるところまでは進めさせていただいて、最後の追加議事日程の確認をするところで休憩でいいですか。それとも今、休憩して文書を整えてもらって、その後再開がよろしいですか。

○久保田区議会事務局長

できれば今、休憩をとっていただい、確認はそんなにかからないと思いますので。よろしくお願ひします。

○あくつ委員

確認ですけれど、討論の関係はいつ決めるのですか。これから議事日程の確認に入ると思うのですが。討論の関係は何か申し出たほうがいいのか、それとも個別に事務局での確認手続なのか。

○久保田区議会事務局長

もし討論されるということであれば、休憩中に確認させていただきますので、氏名報告をお願いします。

○渡部委員長

よろしいでしょうか。

局長、どのぐらいの時間が、20分、30分ぐらいですか。討論の通告とかもありませんから。

○久保田区議会事務局長

20分ほどを目安にさせていただいて、整い次第再開していただければと思います。

○渡部委員長

わかりました。今、12時25分でございますので、局長から20分とありましたので、12時45分再開をめぐりにいたします。放送が入りますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩とさせていただきます。

○午後0時25分休憩

○午後0時55分再開

○渡部委員長

休憩前に引き続き、議会運営委員会を再開いたします。

先ほど休憩中に、資料No. 3-2の議員提出議案のほうで賛成者のところに記載が入ったものを出させていただきますので、資料No. 3-2-2という形でお示しさせていただいております。資料No. 3-1は変更なしと伺っています。こちらでよろしく願いいたします。

それでは今後の取り扱いについて、申し上げます。提出者からの説明にありまして、両議案につきましては、明日の本会議の中で取り上げ、議決していく必要があると判断されますので、追加議事日程として取り上げるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

そのように決定をいたします。

次に採決方法の確認にまいります。

議運に参加していない会派等、無所属議員の態度についてまだ確認しておりませんが、両議案とも起立採決ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

そのように決定いたします。

以上で本件を終了いたします。

(3) 議事日程(5)および追加議事日程について

○渡部委員長

次に、(3)議事日程(5)および追加議事日程についてを議題に供します。

本件について、局長よりご説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは私より、明日の議事日程および追加議事日程についてご説明いたします。資料No. 4をご覧ください。

まずはじめに所管委員長報告を行い、それぞれ議案の採決を行うというものでございます。明日の最終日は、平成31年3月26日火曜日、午後1時開議でございます。

はじめに総務委員会から行います。総務委員長から各議案について報告をいただきます。日程第1の第10号議案から日程第5の第14号議案の5件について、ご報告を一括していただきます。総務委員

会での審議結果は、日程第1および日程第2は、共産、ネットを除き賛成多数で可決したため、起立採決になります。日程第3は、共産を除き賛成多数で可決したため、こちらも起立採決となります。日程第4および日程第5は、全会一致で可決いたしまして無所属議員の2名も原案に賛成とのことでありますので、こちらにつきましては簡易採決ということでございます。

なおこちらの簡易・起立の欄に丸数字が書いてございますけれども、こちらが採決する際の順番になりますので、ご注意くださいと思います。各議案についてもそのような番号がついてございますので、よろしくお願いいたします。

次に厚生委員会です。日程第6の第20号議案から日程第9の第31号議案の4件は、厚生委員長から一括して報告していただきます。厚生委員会の審議結果は、日程第6、日程第7および日程第9の3件は全会一致で可決、無所属品川、ネット、無所属議員2名も原案に賛成とのことでありますので、簡易採決ということでございます。日程第8につきましては、共産、ネットを除き賛成多数で可決したため、起立採決になります。

次に建設委員会です。日程第10の第22号議案から日程第13の第25号議案の4件は、建設委員長から報告していただきます。建設委員会の審議結果は、4議案とも全会一致で可決しました。無所属品川、ネット、高橋しんじ議員は原案に賛成とのことでありますので、簡易採決となります。

次に文教委員会です。日程第14の第15号議案から日程第22の第29号議案の9件は、文教委員長から一括して報告していただきます。文教委員会の審議結果は、日程第14、日程第16から日程第19の4件と日程第22は、全会一致で可決いたしました。無所属品川、ネット、筒井議員は原案に賛成とのことでありますので、こちらは簡易採決となります。日程第15は、共産を除き賛成多数で可決しました。また委員にはいらっしやらないネットも反対との態度を確認してございますので、こちらは起立採決となります。日程第20および日程第21の2件は、共産を除き賛成多数で可決しましたので、こちらも起立採決となります。

次に裏面をご覧ください。予算特別委員会です。日程第23の第5号議案から日程第27の第9号議案の5件につきまして、予算特別委員長から一括して報告していただきます。予算特別委員会の審議結果は、日程第27は全会一致で可決のため、簡易採決となります。日程第23、日程第25および日程第26の3件は、共産を除き賛成多数で可決のため、起立採決となります。日程第24は、共産、ネットを除き賛成多数で可決したため、起立採決となります。

続きまして、追加議事日程です。こちらは「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2議案を、追加議事日程として議題とします。2件一括で副区長から説明していただき、委員会への付託を省略いたしまして、議場即決とすることをお諮りいたします。その後、採決を行います。会派の態度は、後ほど委員長のほうからご確認をお願いします。

次に、議員提出議案の2件についてでございます。こちらは追加議事日程の第3および第4でございまして、それぞれ提案者よりご説明いただきます。日程第3のほうに飯沼議員、日程第4が若林議員からご説明していただきます。その説明の後、委員会への付託を省略いたしまして、議場即決とすることをお諮りいたします。その後、それぞれ討論の申出でございまして、こちらにございまして日程第3については安藤議員、吉田議員、筒井議員が討論を行います。その後、日程第4についての討論を伊藤議員、あくつ議員、松永議員が行うということでございます。採決につきましては、日程第3から諮りまして、日程第4を諮るという流れでございまして、よろしくお願いいたします。

次に議事日程(5)に戻りまして、最初に日程第28の請願・陳情審査結果報告です。こちらの(1)につき

ましては、請願 7 件、陳情 2 件で簡易採決を予定してございます。

次に日程第 29 の請願・陳情審査結果報告(2)につきましては、請願第 7 号、特養ホームと老健施設の増設を求める請願でありまして、こちらは共産の鈴木ひろ子議員から、賛成討論の申出がありましたので、厚生委員長から報告の後に討論を行い、その後起立により採決を行うというものでございます。確認ですが、採決の際には本件の委員長報告は不採択でありますので、採決の際には請願を採択することに賛成するかを諮りますので、請願に賛成する方はご起立をお願いいたします。

次に日程第 30、請願・陳情の付託でございます。こちらは朝お渡しした資料ですと、陳情が 2 件となっておりましたが、この議会運営委員会の開会中に陳情が出されましたので、3 件ということで修正させていただきます。出されたものは陳情が 2 件でございますが、そのうちの 1 件を分割付託することですので、数としては延べ 2 件ということでカウントしているものでございます。内容は、1 つが野良猫対策と区議会に関するものでありまして、こちらは厚生委員会と議会運営委員会に分割で付託をする予定でございます。次に出されましたものが、公文書に関する陳情でございます。こちらは総務委員会に付託をする予定でございます。

次に日程第 31、常任・議運・特別委員会の議会閉会中継続審査調査事項の議決を行いまして、終了時間は 2 時 40 分を予定してございます。

○渡部委員長

説明が終わりました。

ただいまの局長の説明について、ご質疑等ございましたらご発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部委員長

それでは各採決方法につきましては、ただいま局長から説明がありましたとおり、日程第 1 から第 3、日程第 8、日程第 15、日程第 20、第 21、日程第 23 から 26 および先ほど態度を確認した追加日程の第 3、第 4 の採決方法につきましては起立採決、そのほかにつきましては簡易採決ということによるのでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○渡部委員長

そのように決定いたします。日程第 1 から第 3、日程第 8、日程第 15、日程第 20、第 21、日程第 23 から 26 および先ほど態度を確認した追加日程の第 3、第 4 の採決方法につきましては起立採決の欄に丸を、そのほかにつきましては簡易採決に丸をつけていただき、各採決方法について、各会派でご周知を願います。

次に人事議案について、各会派の態度を確認します。

追加議事日程第 1 および第 2、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきまして、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○本多委員

賛成です。

○あくつ委員

賛成です。

○鈴木(ひ)委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成します。

○渡部委員長

それでは議運に出席の全会派が賛成ということですので、無所属品川、ネットおよび無所属議員の態度について、局長からご報告願います。

○久保田区議会事務局長

それぞれ、今ご紹介いただきました会派、また無所属議員につきましても賛成との確認をしてございますので、ご報告いたします。

○渡部委員長

それでは全会派および無所属議員が賛成とのことですので、本件の採決方法につきましては、簡易採決ということでもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○渡部委員長

さよう決定します。資料No. 4の追加日程第1および2につきまして、簡易採決に丸をつけていただくよう、お願いいたします。採決方法につきまして、各会派でご周知を願います。

以上で本件を終了いたします。

2 特別委員会の活動現況報告について

○渡部委員長

次に、予定表2の特別委員会の活動現況についてを議題に供します。

本件につきまして、説明いたします。特別委員会の活動現況報告は、特別委員会の1年間の活動現況について各特別委員長から議長あてに報告するものであります。

議会運営委員会においては、議長より写しをいただき、資料No. 8および資料No. 9として、委員の皆様にお配りしています。本報告は今後、次期特別委員会の設置について議論する際の参考資料でございますので、各会派で周知いただきますよう、お願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

3 特別委員会の具体的検討事項のまとめについて

○渡部委員長

次に、予定表3の特別委員会の具体的検討事項のまとめについてを議題に供します。

本件につきましては、お手元の資料のとおり、行財政改革特別委員会およびオリンピック・パラリンピック推進特別委員会のそれぞれの委員長より、委員会としての具体的検討事項のまとめが議長に報告されました。

それでは本件につきまして、局長より説明を願います。

○久保田区議会事務局長

それでは資料No. 10、11をご覧ください。資料No. 10が行財政改革特別委員会での取りまとめたものでございます。項目は書いてあるとおり、「基礎自治体のあり方に関すること」「区有施設・公有地等活用に関すること」「偏在税制に関すること」につきまして、検討事項を取りまとめたところでございます。

次に資料No. 11、オリンピック・パラリンピック推進特別委員会につきましては、4項目をまとめてございます。「オリンピック・パラリンピックの推進に関すること」「障害者スポーツの推進に関すること」「文化プログラムの推進に関すること」「オリンピック・パラリンピック教育に関すること」の4項目でございます。それぞれ取りまとめたものにつきましては、本日議会運営委員会終了後に、議長から区長に手渡す予定でございます。

○渡部委員長

説明が終わりました。

各会派におきまして、周知をよろしくお願いいたします。

本件につきましては、特段よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ありがとうございます。以上で本件を終了いたします。

4 常任委員会における所管事務調査の活動現況報告について

○渡部委員長

次に、予定表4の常任委員会における所管事務調査の活動現況報告についてを議題に供します。

資料No. 12から16までをおつけしておりますが、本件につきまして説明いたします。

資料にあります各常任委員会における所管事務調査の活動現況報告については、議長が12月7日の委員長会において、各常任委員長に現況報告の提出を各委員会で検討していただくよう、お願いしておりましたもので、各委員長からそれぞれ議長あてに報告があったものでございます。

議会運営委員会といたしましては、次期の常任委員会において所管事務調査の調査項目を議論する際の参考資料とするため、議長より資料をいただき、委員の皆様にお配りするものです。

本報告は、今後常任委員会の所管事務調査の調査項目について議論する際の参考資料でございますので、各会派で周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本件については、以上で終了いたします。

5 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○渡部委員長

次に、予定表5のその他を議題に供します。

まず(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおり申し出ること、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ありがとうございました。それではそのように申出をいたします。

(2) 議長会の報告について

○渡部委員長

次に、(2)議長会の報告について、議長よりお願いいたします。

○松澤議長

それでは3月の議長会、競馬組合議会全員協議会、清掃一部事務組合全員協議会と、臨時会のご報告を申し上げます。

この日は予算特別委員会の総括、質疑日と重なり、欠席したため、資料から概要のご報告となります。まず競馬組合議会全員協議会では、競馬開催成績の報告がありました。また平成31年度の広報宣伝活動の報告がありました。

次に、清掃一部事務組合全員協議会と臨時会がありました。全員協議会では、焼却炉灰溶融処理施設の運営方法の見直しと、平成30年度の監査結果の報告がありました。臨時会では6件の議案が原案可決され、専決処分のご報告がありました。

最後に議長会では、平成30年度議長会の収支報告や、31年度議長会の要望についての説明と次期への申し送り等が行われました。

○渡部委員長

ただいまの説明に、何かご確認等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

-
- (3) 政務活動費等について
 - (4) 改選に伴うタブレット端末の回収について
 - (5) 改選後の予定について
 - (6) 本会議終了後の写真撮影について
 - (7) 職員の人事異動について
 - (8) その他

○渡部委員長

次に、(3)政務活動費等についてから、(8)その他までの6件を一括して議題に供します。

局長よりご説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、まず(3)政務活動費等についてでございます。こちらは予定表に書いてございますように、平成30年度第4期分の収支報告書の提出は4月25日木曜日までをお願いいたします。次に平成31年度4月分の振込予定でございますが、1月分でございますが、4月9日火曜日にお振り込みする予定でございます。続きまして、平成31年度4月分の収支報告書の提出につきましては、5月30日木曜日までをお願いいたします。

続きまして、(4)改選に伴うタブレット端末の回収についてでございます。改選に伴いまして、タブレット端末を、4月24日水曜日までに事務局のほうにご返却をお願いいたします。ただし、当選された方につきましては返却は不要でございますので、引き続き同じタブレット端末をご使用いただきたいと思いますと考えているところです。返却に当たりましては、タブレット端末の本体、充電ケーブル、ペンシル、できれば箱もお願いしたいと思っておりますが、箱をもし紛失等しているということであれば、返却は結構でございます。

次に、(5)改選後の予定についてです。予定表に書いてございますように、4月22日月曜日午前10

時から、当選証書の交付が行われます。その際に議員記章の交付、事務手続き書類をあわせて配付させていただきたいと考えてございます。

事務手続き書類の配付につきましては、議員申告書と言いまして、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、通称名等をどうするかという記入をしていただくものと、ホームページ用のプロフィール、区議会だより用の写真、報酬振込口座の届け出ということでございます。こちらは配付後、4月25日木曜日までにご提出をお願いします。

次に、4月23日火曜日午前11時から、幹事長会を開きます。現会派の幹事長会になりますので、ご出席をよろしくお願いいたします。

次に、5月7日火曜日午前10時から、初顔合わせを行う予定でございます。区長、副区長、教育長、監査委員、選管委員、各部長、教育次長、各事務局長が出席し、新しい議会での初顔合わせを予定してございます。その後、午前11時から集合写真の撮影を行います。この写真につきましては、区議会だより改選号の表紙写真として使うということで、広報会議のほうから申出があったものでございます。今回から改選後速やかに、改選号を発行するというに当たりまして、その表紙の写真としたいということでございます。ご協力をよろしくお願いいたします。そして午後1時から、新議員の事務説明会がでございます。こちらは新しく議員になられた方が対象で、事務説明会を開催したいということでございます。

次に、(6)本会議終了後の写真撮影についてでございます。申し合わせ確認事項に一般選挙前の最後の本会議終了後と、一般選挙後の最初の本会議終了後に、議場で写真撮影を行うということになってございます。3月26日火曜日、本会議終了後に写真撮影を行いたいと考えております。ただ、このところで1点ご注意くださいのが、本会議が終了しましたら、一度各会派の控え室にお戻りいただきたいと思っております。区長、副区長、教育長が第1回定例会が終わりましたら挨拶に回りますので、その後にまた皆さんにご連絡いたしますので、もう一度議場にお集まりいただくと。議場のほうでも準備がございますので、少しお時間をいただいた上で写真を撮らせていただきたいと思います。

なお写真のデータですけれども、希望する方には配付させていただきますので、ご希望があれば事務局のほうにおっしゃってください。よろしくお願いいたします。

次に、(7)職員の人事異動についてでございます。平成31年4月1日の人事異動について、参考資料をおつけしてございますので、ごらんいただければと思います。転出者につきましては、3月26日火曜日の本会議終了後に、各会派にご挨拶に伺わせていただきたいと思いますと考えてございます。転入者につきましては、4月以降、適時また4月22日の当選証書交付等の後にお時間をいただき、改めてご紹介させていただきます。

最後でございます。(8)その他、1点だけございます。

ケーブルテレビから、区議会の紹介動画を使用したいという旨の申し出がございました。内容としましては、4月21日日曜日に、ケーブルテレビにおいて品川区議会議員選挙開票特番を放映するという中で、私ども区議会で作りました、「区議会って何だろう」「委員会を知ろう！」というものを使用したいという旨の連絡がありました。こちらについて議長で許可いたしましたので、そういうものが流れるということを事前にご紹介させていただきたいと思いまして、ご報告させていただきました。

○渡部委員長

説明が終わりました。

本件について、ご質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、ほかにその他で何かございますか。

○石田（秀）委員

我々も会派でさまざま話をしている中で出てきたことで、この中で一つだけ言っておいてくださいと
いうことがあり、私もそう思うのですけれど、現職の議員なので、選挙だからといって、ある程度違反
だとわかっていることは、もうやめましょうということだけ。例えば、個人名の入ったたすきをかけて
街頭をしているとか、それは違反だということはわかっているの、それが警察から言われて捕まるこ
とはないとか、そういうことを言わずに、もうお互いやめましょうということだけ。ほかのこともある
と思うのですけれど、わかって気がついてやるということはやめましょうということだけ、お伝えして
おきます。

○渡部委員長

よろしいでしょうか。それではその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

本日が最後の委員会となりますので、正副委員長より一言ご挨拶を申し上げます。

○飯沼副委員長

最後の最後まで、本当にお疲れさまでした。活発な議論ができた委員会であったと思います。区民に
対して十分返していきたいと思っています。

お疲れさまでした。

○若林副委員長

1年間、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。また事務局の皆さんにも大変お
世話になりました。この1年、特にさまざま本会議等の混乱も、一部あったなということを今思い返し
ながら、本当に皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げます。

また改選後、しっかりと区議会がお役に立てるよう、頑張っていきたいと思っています。

○渡部委員長

最後に私から。委員の皆様、1年間本当にありがとうございました。今日の今日までいろいろなこと
がございまして、終わる時間等も延びてしまいましたが、いろいろさまざま議会運営委員会の中で議論
できたと思っております。

事務局の皆様、本当に1年間お支えいただきありがとうございました。局長はまた新しい職場に
行って、ぜひ頑張ってくださいと思います。

また事務局の書記さんも異動ということで、本当にありがとうございました。これからまた先、ご活
躍を期待しております。

本当に皆様、1年間ありがとうございました。先ほどありましたように、改選期になりますので、み
んなで一同頑張ってきたことを祈念し、最後の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

これもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

○午後1時20分閉会